

## 令和3年度第2回愛知県都市計画審議会

令和4年2月10日（木）午後1時30分

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

### 【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

初めに、傍聴される方をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください、かばん等しまってください。録画録音等は禁止となっております。そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。以上、注意事項を遵守して傍聴していただきますようお願いいたします。

次に、本日の会議では、議案等の資料は、報告事項に関する資料を除き、全てタブレット端末にございます。委員の皆様には、ペーパーレス化への御協力をよろしくお願いいたします。

ただし、このタブレットの機能ではメモ書きができないなど使いづらい面もございますので、紙資料も予備がありますので、必要な場合は事務局職員にお声がけください。

なお、傍聴人の方は、タブレットの御用意はございませんので、紙資料となります。

次に、マイクについてですが、御発言の際は、マイクの右下にある紫色のボタンを押してから御発言ください。また、音声聞き取りにくい場合がございますので、なるべくマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、会議の開催に先立ちまして、幹事の都市・交通局長より一言御挨拶を申し上げます。

### 【都市・交通局長 森 哲也】

皆様、こんにちは。都市・交通局長の森でございます。

第2回都市計画審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から都市計画行政の推進に格別な御理解、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、最近の都市計画においては、高度成長期に多く決定された都市計画道路を時代や

社会情勢の変化から見直すなど、人口、諸機能が都市部近郊に広がる拡大型社会から都市部中心への集約を目指す、安定、成熟した都市型社会への移行に的確に対応する必要が生じております。

さらに、防災・減災、あるいはゼロカーボンといった新たなまちづくりの視点も必要とされており、新規、追加決定の議案のみならず、見直しや変更が重視される議案が増加する中、本審議会の役割は今後ますます重要なものとなってまいります。

また、愛知県でも近年、住民参加の意識の高まりから、都市計画の案の縦覧時に意見書が提出される案件が増加し、それを踏まえて、これまで以上に慎重な御審議をお願いする議案が多くなっており、私どもといたしましても、わかりやすく丁寧な議案説明に努める必要があると感じております。

本日の審議会の内容といたしましては、今回の委員の異動により、新たに学識経験委員の方3名と、行政機関委員の方1名に御就任いただきましたので、その御報告に加え、新会長の選出と就任も予定しております。

さらに、付議案件が10件、報告事項が1件と多くなっておりますので、長時間にわたり恐縮でございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

なお、都市・交通局長は、ほかの業務が重なっておりますので、恐れ入りますがここで退席させていただきます。

（都市・交通局長 退席）

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

次に、当審議会委員の方に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレット端末の画面が黒くなっている方は、下側中央のボタンを1回押していただくと画面が起動します。もう一度ボタンを押していただくと、資料のフォルダーが表示されます。

画面左上の「0 次第等」をタップして開いていただけますでしょうか。画面を右から左にスワイプして2ページ目を開いていただきますと、愛知県都市計画審議会委員名簿がございますので、御覧ください。

学識経験者委員として任命された委員のうち、7名の方々が昨年11月18日に任期満了

となりましたが、秀島委員、中野委員、梶田委員、李委員の4名の方々につきましては引き続き委員をお願いいたしました。

次に、新たな委員を御紹介申し上げます。

都市計画・交通工学の分野の学識経験委員として、名古屋大学大学院教授 加藤博和委員でございますが、本日は所用により御欠席となっております。

法律の分野の学識経験委員として、愛知学院大学准教授 永岩慧子委員でございます。

**【委員（愛知学院大学准教授 永岩慧子）】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

建築の分野の学識経験委員として、椋山女学園大学准教授 川野紀江委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました愛知県警察本部長の國枝治男委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。代理として、熊澤秀泰交通規制課長に御出席いただいております。

また、本日の上程議案に区域区分として市街化区域及び市街化調整区域に関連する案件がございますので、当該案件につきましては臨時委員の方々に御出席をお願いしております。

本日御出席の臨時委員の方々を御紹介申し上げます。

愛知県農業協同組合中央会会長の長谷川浩敏委員でございます。

**【臨時委員（愛知県農業協同組合中央会会長 長谷川浩敏）】**

長谷川です。よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

愛知県土地改良事業団連合会専務理事の山本信介委員でございます。

**【臨時委員（愛知県土地改良事業団連合会専務理事 山本信介）】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

以上でございます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々が出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

さて、先ほど御報告いたしましたとおり、学識経験委員の方々の任期満了に伴い、現在

会長職が空席となっております。そこで、会長が選出されるまでの間の議長につきましては、今井委員にお願いいたします。

今井委員につきましては、昨年11月に愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長職務代理者として会長から指名を受けております。

それでは、今井委員は議長席に御移動をお願いいたします。

**【会長職務代理者（愛知県議会議員 今井隆喜）】**

ただいま御紹介をいただきました今井でございます。会長職務代理者として、新会長選出までの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の議事録署名者を指名いたします。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項に基づき、中野牧子委員、谷口知美委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、愛知県都市計画審議会会長を選出することといたします。

選出方法を事務局から御説明ください。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

御説明申し上げます。

皆様、お手元のタブレット端末の画面が暗くなっている方は、下側中央にございますボタンを軽く2回押してください。先ほどの「0 次第」等を開いていただけますでしょうか。

次第、委員名簿、議席案内、条例、運営規程等の抜粋の順になっております。画面をスワイプしていただいて、資料を進めたり戻したりしていただけますので、御覧いただきますようお願いいたします。

愛知県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、当審議会の会長は第2条第1項第1号に掲げる者、つまり学識経験のある者として知事から任命された委員のうちから委員の皆様による選挙により定めると規定されております。具体的な選出方法につきましては、愛知県都市計画審議会運営規程第2条に定められております。

まず、第2条第1項においては、無記名投票を行い、学識経験者のうち有効投票の最多数を得た者を会長とする選挙による方法が定められております。次に、第2条第3項において、委員の皆様が御異議がなければ、第1項の選挙につきまして指名推選の方法、つまり委員の皆様から会長候補を推薦していただき選ぶ方法も採用できると定められておりま

す。

以上でございます。

**【会長職務代理者（愛知県議会議員 今井隆喜）】**

ただいま事務局から会長の選出方法について説明がありました。

そこで、今回の会長の選出方法でございますが、どのような方法によるべきかを委員の皆様にお諮りしたいと思います。どなたか御意見はございますか。

川嶋委員、どうぞ御発言ください。

**【委員（愛知県議会議員 川嶋太郎）】**

私は、先ほど事務局から説明がありました方法のうち、会長候補を推薦して決める指名推選の方法がよろしいかと思えます。

**【会長職務代理者（愛知県議会議員 今井隆喜）】**

ただいま、川嶋委員から指名推選の方法を採用したらどうかとの御発言がございましたが、他に御意見はございませんか。

他に御意見もないようでありますので、会長の選出は指名推選の方法を用いることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長職務代理者（愛知県議会議員 今井隆喜）】**

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、指名推選の方法をもって会長を選出することといたします。

会長の選出に当たり、改めて事務局から学識経験委員を紹介してください。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

御紹介いたします。

学識経験者として任命された委員は、次の8名の方々でございます。

土木・防災の分野から、名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三委員。

都市計画・交通工学の分野から、名古屋大学大学院教授 加藤博和委員。

経済の分野から、名古屋大学大学院准教授 中野牧子委員。

法律の分野から、愛知学院大学准教授 永岩慧子委員。

建築の分野から、椙山女学園大学准教授 川野紀江委員。

環境・衛生の分野から、中京学院大学教授 梶田悦子委員。

社会福祉の分野から、愛知県立大学教授 田川佳代子委員。

農業の分野から、岐阜大学准教授 李侖美委員。

以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 今井隆喜）】

それでは、どなたか会長候補を推薦していただけますか。

田川委員、どうぞ御発言ください。

【委員（愛知県立大学教授 田川佳代子）】

失礼いたします。

私は、秀島委員を推薦いたします。

秀島委員は、土木・防災の専門家として、その優れた見識と豊富な経験を生かして各方面で御活躍されていらっしゃいます。また、当審議会においては平成28年2月より6年にわたり委員を務められており、また常務委員会委員長や専門部会の部会長も務められております。このように経験豊富な秀島委員を審議会会長に推薦いたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 今井隆喜）】

ありがとうございました。

ただいま田川委員から秀島委員を会長候補として推薦するとの御発言をいただきましたが、いかがでしょうか。他に御推薦はございませんか。

他に候補者がございませんので、愛知県都市計画審議会会長に秀島委員を選出することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 今井隆喜）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会会長を秀島委員にお願いいたします。

これをもちまして私の会長職務代理者としての役目を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

ありがとうございました。

ただいま秀島委員が会長に選出されました。議長席に御移動をお願いいたします。

それでは、秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいま御選出いただきました、名古屋工業大学の秀島と申します。僭越ではございますけれども、一言御挨拶申し上げたいと思います。

この愛知県の都市計画、冒頭の局長のお話にもありましたように、新しい時代を迎えようとしております。人口減少、高齢化、そうしたこともありますし、産業構造、恐らく転換するものと思われれます。そして、コロナにおいて我々がどう都市をよりよいものにしていくかということで、様々な課題があると考えております。その一方で、粛々と都市計画のプロセスを進めていくことも大事だと思っております。

そういうことに関しまして、皆様の活発な御発言、御意見をそれぞれの御見識のもと披露していただきたいと思っております。そうすることで、愛知県の様々な基礎自治体がございますけれども、それぞれの都市計画をよりよいものとするということで御協力いただければと思っております。

私自身もいろいろ勉強してまいりたいと思います。どうぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして私からの御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

続きまして、当審議会会長職務代理者を指名いたします。

愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会会長職務代理者として、加藤博和委員を指名いたします。

また、同条例第6条第2項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員として、加藤博和委員、川野紀江委員、梶田悦子委員を指名いたします。

次に、同条例第6条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長として、加藤博和委員を指名いたします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

ありがとうございました。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規程により、会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまお聞き及びのおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」

から第10号議案「半田市における特殊建築物の敷地の位置について」までの10議案でございます。第4号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第9号議案「東三河都市計画道路の変更について」は、関連がございますので一括での御審議をお願いいたします。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 小井手秀人】

都市計画課長の小井手でございます。よろしくお願ひいたします。大変恐縮ですが、着座にて御説明させていただきたいと思ひます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。お手元のタブレットを御覧ください。

次第等のファイルを閉じて、第1号議案をタップしてお開きください。

今回、議案ごとに議案書、議案概要説明書及び図面を一つのファイルにまとめております。

画面を順次スワイプしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目から8枚目でございます。

説明は、机上のモニターの画面に沿って進めさせていただきますので、タブレットの資料は適宜御覧いただきますようお願いいたします。

初めに、モニターには総括図を映しております。この総括図は、画面右下の愛知県全図のうち、名古屋都市計画区域に含まれる豊明市の赤色四角で着色した部分を拡大したものとなっております。

画面左下に国道1号と名鉄名古屋本線が斜めに通っており、名鉄前後駅の北側に赤色斜線で示しております間米南部地区、面積約20.5haの区域を市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図を映しております。間米南部地区の区域を赤色の斜線で示しております。

当該地区は、名鉄前後駅から1km圏内に位置することから交通利便性が高く、また、市街化区域に隣接しており、豊明市の都市計画マスタープランにおいて「住居系土地利用検討地区」として位置づけられ、「多様な居住ニーズに対応した住宅地の形成を図ること」とされております。



図の青色破線で囲まれた区域は、豊明市が同時に決定する土地区画整理事業の区域です。今回、この土地区画整理事業による計画的な住居系の市街地整備が確実な区域、及び都市計画道路桜ヶ丘沓掛線南側の、既に宅地化され基盤整備が整っている既成市街地について、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、土地区画整理事業予定箇所においては、面的整備に支障となる無秩序な開発行為を抑制するため、当面、第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建蔽率 30%を、既成市街地については第一種住居地域、容積率 200%、建蔽率 60%を、今回の区域区分の変更に合わせて豊明市が定めることとしております。

以上、これらの案件につきましては、都市計画法第 17 条に基づき、令和 3 年 11 月 12 日から 11 月 29 日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき豊明市に意見照会したところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

そうしましたら、御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 1 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 1 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 2 号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【都市計画課長（小井手秀人）】**

第 2 号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」説明いたします。

タブレットの第 1 号議案を閉じていただいて、第 2 号議案のファイルをお開きください。

議案書は 1 枚目から 5 枚目に、議案概要説明書は 6 枚目に、図面は 7 枚目から 8 枚目に

ございます。

初めに、モニターには総括図を映しております。この総括図は、画面右下の愛知県全図のうち、豊田都市計画区域に含まれる豊田市南西部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

図面中央付近には南東方向に伸びる伊勢湾岸自動車道の豊田南インターチェンジ、また、南西方向に伸びる衣浦豊田道路の生駒インターチェンジが位置しており、両インターチェンジに近接する赤色斜線で示す豊田南インター周辺地区、面積約 35.6ha の区域を市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図を映しております。豊田南インター周辺地区の区域を赤色の斜線で示しております。

当該地区はインターチェンジに近接した交通利便性の高い地区であり、豊田市の都市計画マスタープランにおいて産業誘導拠点として位置づけられ、生産機能に加え、研究・開発機能の誘導や新たな産業の立地を図ることとされております。

今回、豊田市が同時に決定する地区計画に基づき、民間事業者による計画的な工業用地の開発が行われる区域、及びこれに隣接し既に工業地が形成されている既成市街地について、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業地域として容積率 200%、建蔽率 60%を、今回の区域区分の変更に合わせて豊田市が定めることとしております。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 3 年 11 月 12 日から 11 月 29 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、1 通 1 名の方から意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

ここからは、主にタブレットを御覧いただきながら御説明いたします。

お手元のタブレットの「第 2 号議案②」と書いてあるファイルをお開きいただき、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を示しております。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめまして、1 番として計画に関すること、2 番として都市計画図書に関すること、3 番としてその他の、大きく 3 種類に分類して整理いたしております。

画面を左へ 1 枚スワイプしていただき、まず最初に計画に関する御意見について御説明

いたします。

番号 1-1「コンパクトシティを目指す中で、市街化調整区域内地区計画や市街化調整区域の土地を安易に分散的に市街化区域に編入するのは逆行している。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「当該地区周辺は、豊田市都市計画マスタープランにおいて産業誘導拠点に位置づけられ、新産業の創出に向けて、生産機能に加え、研究・開発機能の誘導や新たな産業の立地を図るとされています。当該地区はインターチェンジ周辺に位置し、交通利便性が高いことや民間開発による基盤整備が確実な区域であることから、良好な工業地形成が図られるため、市街化区域に編入するものです。」という見解でございます。

次に、番号 1-2「当該地は民間開発が確実な区域とあるが、何が建設されるのか不明である。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「工場や物流施設等が建設される計画です。」という見解でございます。

続いて、2つ目の分類の都市計画図書に関する御意見を御覧ください。

番号 2-1「産業フレームとして県内総生産額が増加しているが、根拠が不明である。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「新たな産業系市街地の規模を定めるため、過去の実績等を踏まえて、計画年次の県内総生産額を想定しています。」という見解でございます。

次に、番号 2-2「当該区域が豊田都市計画区域マスタープランでどのように位置づけられている区域なのか理由書に記載がない。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「愛知県が定める都市計画区域マスタープランは、一つの市町村を越える広域的な観点から都市計画の基本的な方針を定めることとしています。その都市計画区域マスタープランに即して定めることとされている豊田市都市計画マスタープランにおいて、当該地区は産業誘導拠点として位置づけられています。」という見解でございます。

最後に、その他の御意見を御覧ください。

番号 3「計画書において人口フレームは微増となっているが、豊田市の人口は既に減少しつつある。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「愛知県では、市町村単位ではなく、豊田市を含む西三河広域都市計画圏（豊田都市計画区域及び西三河都市計画区域）として人口フレームを設定しています。なお、西三河広域都市計画圏では、国勢調査によりますと 2015 年から 2020 年の 5 年間で約 1 万 8,000 人増加しています。」という見解でございます。

以上が意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき豊田市に意見照会したところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

そうしましたら、御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 2 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 2 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 3 号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【都市計画課長（小井手秀人）】**

それでは、第 3 号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」説明いたします。

タブレットの第 2 号議案を閉じていただいて、第 3 号議案のファイルをお開きください。

議案書は 1 枚目から 5 枚目に、議案概要説明書は 6 枚目に、図面は 7 枚目、8 枚目にございます。

初めに、モニターには総括図を映しております。この総括図は、画面右下の愛知県全図のうち、西三河都市計画区域に含まれる安城市の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

画面中央部に JR 東海道新幹線と JR 東海道本線が斜めに通っておりまして、JR 三河安城駅の南側に赤色斜線で示しております三河安城駅南地区、面積が約 19.4ha の区域を市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図を映しております。三河安城駅南地区の区域を赤色の斜線で示しております。

当該地区は JR 三河安城駅から 1 km 圏内に位置することから交通利便性が高く、また、

市街化区域に隣接しており、安城市の都市計画マスタープランにおいて住居系拡大市街地圏域として位置づけられ、多様な居住ニーズに対応した住宅地の形成を図ることとされております。

図の青色破線で囲まれた区域は、安城市が同時に決定する土地区画整理事業の区域となっております。今回、この土地区画整理事業による計画的な住居系市街地の整備が確実な区域等について、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

区域内を南北に通る都市計画道路岡崎刈谷線につきましては整備済み、駅前中央通り線につきましては土地区画整理事業と合わせて整備を行う予定となっております。

なお、用途地域につきましては、土地区画整理事業による面的整備に支障となる無秩序な開発行為を抑制するため、当面、第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建蔽率 30%を、今回の区域区分の変更に合わせて安城市が定めることとしております。

将来、新幹線沿線及び主要道路沿道の土地利用を考慮した用途地域に変更していく予定となっております。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 3 年 11 月 12 日から 11 月 29 日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき安城市に意見照会したところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 3 号議案につきまして、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 3 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 4 号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第 9 号議案「東三河都市計画道路の変更について」の 2 議案を一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 小井手秀人】

それでは、第4号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」御説明いたしますが、この案件は第9号議案「東三河都市計画道路の変更について」と関連したものでございますので、第9号議案を説明する中で第4号議案の内容についても御説明する形で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレットの第3号議案を閉じていただきまして、第4号議案及び第9号議案のファイルをお開きいただきたいと思います。

議案書は1枚目から8枚目に、議案概要説明書は9枚目から13枚目に、図面は14枚目から24枚目でございます。

第9号議案は、東三河都市計画道路における蒲郡市内の一部区間廃止などの見直し変更と、豊川市内における区域変更となっております。

まずは蒲郡市内について御説明いたします。

蒲郡市内の見直し変更につきましては、平成30年度に策定した愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、長期未着手の都市計画道路の必要性等を検証し、その結果を踏まえ、地元調整など準備が整った路線について、一部区間の廃止等の変更を行うものでございます。

初めに、モニターには、画面右下の愛知県全図のうち、赤色四角で着色した蒲郡市の総括図を映しております。

画面中央の左寄り、オレンジ色の丸印で示しておりますのが蒲郡市役所、画面中央市役所の南を白黒の点線で東西方向に示しておりますのはJR東海道本線、画面左下から画面中央部へ白黒の点線で示しておりますのが名鉄蒲郡線でございます。

今回、一部区間の廃止を行う路線は、赤色三重線の枠で名称表示しております3路線でございます。また、緑色三重線の枠で名称表示している3路線につきましては、県の変更と同時に市決定の一部区間の廃止等を行う路線でございます。その他の赤色一本線の枠で名称表示している7路線は、県決定及び市決定の一部区間の廃止等に合わせて交差箇所数などの関連変更を行う県決定の路線となっております。

変更路線が多いことから、まず最初に、一部区間の廃止を行う県決定の3路線について御説明いたします。その後、関連変更を行う県決定の7路線については一括で御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一部区間の廃止を行う3路線について、順に御説明いたします。

モニターには図面番号 2 の蒲郡市北部の計画図を映しております。

画面下部の白黒の点線で東西方向に示しておりますのが東海道新幹線、画面上部、青色の実線で東西方向に示しておりますのが国道 23 号、その国道 23 号と交差する形で黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが 3・5・20 号清田線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、昭和 25 年に市北部の市街地拡大等を見込み、市北部と中心市街地を結ぶ路線として都市計画決定され、現在は延長約 3,250m、標準幅員 15m の幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております約 1,560m のバイパス区間は未着手となっております。しかしながら、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、当該区間の東側には都市計画道路本宿線が幅員約 18m、両側歩道を有する形で整備され、また、国道 473 号が幅員約 10m で供用されており、蒲郡インターチェンジなどへの交通処理が図られております。

また、都市計画決定後、未着手のバイパス区間の周辺では当初見込んでいた市街地拡大が進まず、今後も見込まれない状況となっております。さらに、当路線の計画線上には樹齢約 1,000 年の国の天然記念物である清田の大クスがありまして、都市計画道路を整備する場合、歴史的遺産の保全に大きな課題が生じております。

以上を踏まえて、清田線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 1,560m の区間をこのたび廃止いたします。

続きまして、モニターには図面番号 3 の蒲郡市西部の計画図を映しております。

画面中央上には JR 東海道本線の停車駅であります三ヶ根駅を示しております。その三ヶ根駅の南側、画面中央にて黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが 3・5・29 号深溝西浦線でございます。

深溝西浦線は幸田町側にも計画がありまして、幸田町内は西三河都市計画道路として決定しております。今回、蒲郡市内と幸田町内は同時に一部区間の廃止を行う予定としており、幸田町地内については後ほど第 8 号議案にて御説明させていただきます。

当路線の決定経緯でございますが、昭和 41 年に蒲郡臨海工業地帯の背後地として関連産業の進出及び住宅等の建設が進み市街地拡大等が想定される中、交通量の増加に対応する路線として都市計画決定されました。現在は、延長約 6,650m、標準幅員 12m の幹線街路と定められております。

現在の状況として、黄色の線で点滅表示しております約 1,430m の区間は、都市計画決

定された幅員 12m に対して、未整備ではございますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、現道であります一般県道深溝西浦線が幅員約 10m、片側歩道を有する形で供用され、交通処理が図られております。

また、都市計画決定後、当区間沿線では当初見込んでいた市街地拡大は進まず、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直す必要があります。

以上を踏まえまして、深溝西浦線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 1,430m の区間を廃止いたします。

ここで、深溝西浦線の一部区間の廃止に関連いたします、第 4 号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。

図面中央、赤丸で点滅表示しております金平町地区において、区域区分の変更を行います。

モニターには金平町地区の詳細な計画図を映しております。今回、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域を赤色の斜線で、市街化区域から市街化調整区域へ編入する区域を青色の斜線で示しております。

当該地区の市街化区域界は、都市計画道路深溝西浦線の中心線及び道路端部から 20m 西側の線で定められております。都市計画道路深溝西浦線の一部区間の廃止によりまして区域区分の境界となる基準線がなくなってしまうことに伴い、現道の県道深溝西浦線の中心線及び道路端部から 20m 西側の線を市街化区域界に変更するものでございます。

なお、用途地域については、蒲郡市決定で変更いたします。

以上が深溝西浦線の一部区間の廃止に関連する第 4 号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」の御説明となります。

続きまして、第 9 号議案の一部区間の廃止を行う 3 本目の路線について御説明いたします。

モニターには図面番号 5 の蒲郡市中央部の計画図を映しております。

画面左上、オレンジ色の丸印で示しておりますのは蒲郡市役所、画面中央、白黒の点線で東西方向に示しておりますのは JR 東海道本線で、その停車駅である蒲郡駅及び三河三谷駅を示しております。蒲郡駅の東側、黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが、3・5・48 号海岸線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、昭和 25 年に沿岸部の産業及び観光振興を支える路線として都市計画決定され、現在は延長約 7,360m、標準幅員 15m の幹線街路として定めら



れています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております、市街化区域内の約 300m のバイパス区間は未着手となっております。しかしながら、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、周辺には都市計画道路竹島線が幅員約 15m、両側歩道を有する形で、また都市計画道路松原線が幅員約 18m、両側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

また、バイパス区間の周辺は高低差のある地形となっているため、都市計画どおりに整備する場合、沿道との高低差が生じるなど周辺土地利用に大きな影響が生じてまいります。さらには、都市計画道路松原線との交差点部は交差角が鋭角となっているため、整備上の課題となっております。

以上を踏まえまして、海岸線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 300m の区間を廃止するものでございます。

以上が一部区間の廃止を行う県決定の 3 路線の説明になります。

続きまして、県決定及び市決定の一部区間の廃止等に合わせて関連変更が必要となります。県決定 7 路線について、一括して御説明させていただきます。

関連変更について、一例を用いて御説明いたします。

モニターには図面番号 6 の蒲郡市北西部の計画図を映しております。

画面左上から右下へ白黒の点線で示しておりますのが東海道新幹線、東海道新幹線の周辺で黄色及び茶色の線で点滅表示しておりますのが、今回蒲郡市決定で路線の廃止をいたします 3・5・50 号蒲郡環状線でございます。

本路線は、沿線での市街地拡大による交通量の増加に対応するために都市計画決定されましたが、都市計画決定後、当初見込んでいた市街地拡大が進んでおらず、今後も見込まれないことから、当該区間の計画を見直す必要があります。また、周辺には都市計画道路名豊線、都市計画道路坂本線が供用されており、交通処理が図られております。

以上により、蒲郡市決定にて黄色の線で点滅表示しております約 580m の区間を廃止いたします。

図面中央に青色の実線で示しておりますのが、県決定路線の 3・3・33 号名豊線でございます。この名豊線と蒲郡環状線との交差部を赤丸で囲っておりますが、蒲郡環状線の一部区間の廃止に伴いまして、名豊線については都市計画道路との交差箇所数が 1 か所減となりますので、計画書に記載する事項であります幹線街路との平面交差箇所数を 1 か所減ら

す変更を行います。

モニターには図面番号1の総括図を改めて映しております。

冒頭でも御説明いたしましたとおり、一部区間の廃止を行う県決定3路線を赤色三重線の枠で名称表示しております。また、蒲郡市では市決定の3路線の一部区間の廃止等の手続を同時に進めており、これらの廃止路線は緑色の三重線の枠で名称表示をしております。これら計6路線の一部区間の廃止等に合わせて交差路線の交差箇所数等の関連変更を行います。これらの変更は、赤色一本線の枠で名称表示をしております7路線になります。

以上が蒲郡市内の都市計画道路及び区域区分の変更の説明でございます。

続きまして、豊川市内の説明に移らせていただきますので、モニターを御覧いただきますようお願いいたします。

モニターには図面番号7の豊川市の総括図を映しております。

画面中央オレンジ色の丸印で示しておりますのが豊川市役所、画面右上から左下へ白黒の点線で示しておりますのはJR飯田線、画面左上から右下へ白黒の点線で示しておりますのが名鉄名古屋本線及び豊川線になります。JR飯田線の豊川駅と名鉄豊川線の豊川稲荷駅は隣接しておりまして、その南側で赤色の点線にて点滅表示しておりますのが3・3・28号姫街道線でございます。

姫街道線は、一般国道1号から豊川市中心部を通り、隣接する豊橋市や東名高速豊川インターチェンジを結ぶ4車線の幹線街路として昭和24年に都市計画決定され、昭和40年の幅員等の計画変更を経て現在に至っております。

本路線沿線には広域防災拠点に位置づけられた東三河ふるさと公園や愛知県災害拠点病院に指定されている豊川市民病院があり、緊急輸送道路及び重要物流道路の補完路に指定されているなど、本路線は災害活動時においても重要な道路と位置づけられています。しかしながら、本路線の整備が順次進められる中、道路アンダーパスの立体交差で計画されているJR飯田線及び名鉄豊川線との交差区間は未整備であり、現在は踏切前後で慢性的な交通渋滞を引き起こしているとともに、駅へ往来する通行においても非常に危険な状態となっております。鉄道との立体交差区間の早期整備が急務となっており、事業実施に当たっては、現行の技術基準に従い車道部及び歩道部の幅員変更を行うとともに、副道部の幅員についても変更を行う必要があります。

モニターには図面番号8の計画図を映しております。

画面中央北にございますのが豊川稲荷駅及び豊川駅でございます。その南側約300mの

位置で JR 飯田線及び名鉄豊川線を東西に横断しておりますのが今回変更を行う都市計画道路姫街道線、姫街道線と西側で交差しているのが都市計画道路古宿樽井線でございます。

黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の区域を示しております。また、西側で交差する古宿樽井線については、姫街道線の交差部の区域変更に伴い、北側へ約 5 m 終点位置の変更を行います。

モニターには姫街道線の鉄道交差部の断面図を映しております。

画面上段、変更前の幅員 18m に対して、変更後は下段の幅員 22.6m に変更いたします。変更点としましては、車道部では中央帯 1.6m を加えるとともに、路肩を 0.25m から 0.5 m に、また歩道部では 2.25m から 3 m に自転車歩行者道を見直すこととします。

続いて、モニターには鉄道交差部前後区間の断面を映しております。

画面上段、変更前の幅員 27m に対して、変更後は下段の幅員 43.8m に変更いたします。変更点としましては、車道部では中央帯 1.6m を加えるとともに、本線両側の副道の幅員を 3 m から 5 m へ見直します。また、斜路付階段 3.1m を追加いたします。

モニターには、姫街道線の計画平面図及び将来完成イメージのパース図を映しております。

車道部は黄色、中央帯は緑色、歩道部はピンク色で示しております。また、副道は茶色で、斜路付階段は赤色で着色しております。道路アンダーパス構造での鉄道立体交差の整備による南北市街地の分断を回避するため、本線路と並走するように副道を配置しております。また、線路近くの市街地から本線アンダーパスの歩道に容易にアクセスできるよう、自転車を引いて通れる斜路付階段を新たに配置しております。

パース図は東側から臨んだものとなっておりますが、線路の前後には姫街道線本線上空を横断する橋を設置しまして、この橋を介して南北の往来が円滑となるようにしております。

以上が、豊川市内の都市計画道路の変更の説明でございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 3 年 12 月 3 日から 12 月 17 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、第 9 号議案の都市計画道路の変更に対して 2 団体計 2 通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

ここからは、主にタブレットを御覧いただきながら御説明いたします。

お手元のタブレットの「第 9 号議案②」のファイルをお開きいただき、意見書の要旨及

び都市計画決定権者の見解を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を示しております。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめ、1番として都市計画道路見直しの進め方に関する事として、6件の意見として整理をいたしております。

画面を左へ1枚スワイプしていただきますようお願いします。

番号 1-1「今回の路線廃止に合わせて用途地域等の変更がなされていないが、これらの変更は同時並行に行うべきである。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「都市計画道路の廃止に関連して行うべき区域区分や用途地域などの変更は、県や市町村にて同時に手続を進めることとしております。例えば、東三河都市計画道路の変更に関連する区域区分の変更を今回同時に手続を進めています。」という見解でございます。

続いて、番号 1-2「路線廃止の理由として周辺道路網の代替性だけで廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。理由として周辺現道網の代替性のみしか書かれていないが、将来交通量の確認はしていないのか。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、周辺道路網の交通機能の代替性だけではなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や歴史・文化資源及び環境等の影響についても評価を行うこととしております。交通機能の代替性の検証に当たっては、将来交通量推計を行い、交通量や混雑度を確認しております。」という見解でございます。

続いて、番号 1-3「部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は見直し対象とすべきである。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた見直し検証作業では、整備済み区間、事業中及び事業検討中の区間は見直し対象外としております。」という見解でございます。

番号 1-4「地元説明会を行っている案件と行っていない案件がある。地元への説明方法はどのように進めているのか。地元への説明内容がわかるように配付資料、質疑内容等を明らかにすべきである。また、パブリックコメントを実施している案件と実施していない案件がある。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「都市計画法第16条や都市計画運用指針において、都市計画の案を作成しようとする場合には、公聴会や説明会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定め

られています。新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令により、外出抑制の観点から説明会を中止とし、説明会の開催に代え、関係地区を対象とした都市計画の案及び説明資料の全戸回覧、市町村ホームページへの掲載、意見募集とその結果や見解の公表を行うなどにより、住民意見を反映させるための措置を講じた案件があります。市町村が実施した住民説明会等の資料、質疑内容につきましては、各市町村ホームページで公表等がなされております。パブリックコメントにつきましては、市町村が都市計画の案を作成していくのに先立ち、市町村独自の都市計画道路見直し方針を定める際に実施したものです。」という見解でございます。

番号 1-5「変更案件に関する市町村以外の都市計画道路の整備状況がどうなっているのかを県は公表すべきである。また、他の市町村における都市計画道路の見直し進捗状況も確認できるようにすべきである。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「ご意見を踏まえ、県内の都市計画道路の整備状況及び市町村ごとの見直し進捗状況等について、12月初旬より県都市計画課ホームページに掲載し、御確認いただけるようにいたしました。」という見解でございます。

番号 1-6「旧都市計画法のもとで計画決定され長期間着手されなかったことで、土地所有者は土地の処分に大きな制約を課されてきた。固定資産税の増加をなくす特別措置を定めるべきである。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「都市計画道路の廃止に伴い、固定資産税額が本来の税額に戻る場合があります。このような税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において負担調整措置が設けられております。」という見解でございます。

以上が意見の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、都市計画法第18条第1項の規定に基づき蒲郡市、豊川市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

本件は、第4号議案と第9号議案の一括審議とさせていただきます。

長い説明となりましたが、御審議のほどよろしく願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第4号議案及び第9号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第4号議案及び第9号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の長谷川委員、山本委員には御退席いただきます。

どうもありがとうございました。

(臨時委員 退席)

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

長時間の審議となっておりますので、ここで休憩といたします。

現在の時刻が14時37分ですので、14時50分まで休憩とします。

(休憩 午後2時37分)

(再開 午後2時50分)

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

それでは、審議を再開いたします。

第5号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課担当課長 後藤俊治】

都市計画課担当課長の後藤でございます。よろしくお願ひいたします。恐縮でございますが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、第5号議案「名古屋都市計画道路の変更について」御説明いたします。

タブレットの第4号議案、第9号議案を閉じていただきまして、第5号議案のファイルをお開きください。

議案書は1枚目から4枚目に、議案概要説明書は5枚目に、図面は6枚目と7枚目にございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

この案件は、先ほどの第9号議案と同じく、平成30年度に策定いたしました愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、蟹江町内における長期未着手の都市計画道路について必要

性等を検証し、地元調整など準備が整った路線について路線の廃止等の変更を行うものがございます。

初めに、モニターには、画面左下の愛知県全図のうち、赤色四角で着色しました蟹江町の総括図を映しております。

画面中央右寄り、オレンジ色の丸印で示しておりますのは蟹江町役場、画面上部、紫色の実線で東西方向に示しておりますのは東名阪自動車道、画面中央上寄り、白黒の点線で東西方向に示しておりますのは JR 関西本線、画面右上には JR 関西本線の停車駅である蟹江駅を示しております。

今回廃止を行う路線は、画面上部、赤色三重線の枠で名称表示している 3・4・337 号天王線でございます。画面上部右寄りに赤色一本線の枠で名称表示している 3・4・283 号七宝蟹江線は、天王線の廃線に合わせて交差箇所数の関連変更を行う県決定路線となっております。

それでは、路線の廃止を行う天王線について御説明いたします。

モニターには図面番号 2 の蟹江町北部の計画図を映しております。

画面中央左寄り、水色の実線で南北方向に示しておりますのは蟹江川、画面中央、白黒の点線で東西方向に示しておりますのは JR 関西本線でございます。この JR 関西本線と東名阪自動車道の間、黄色の線で点滅表示しておりますのが 3・4・337 号天王線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和 42 年に蟹江駅の北側周辺部のさらなる市街地拡大等を見込み、拡大市街地から蟹江駅への円滑な交通処理に対応する路線として都市計画決定され、現在は延長約 1,430m、標準幅員 16m の幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております約 1,430m の区間は未整備となっております。しかしながら、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、当該地区の同位置には町道須成柳瀬線が幅員約 10m、片側歩道を有する形で、北側には県道名古屋蟹江弥富線が幅員約 10m、片側歩道を有する形で、また、西側の集落付近には県道須成七宝稻沢線が幅員約 6 m で供用されており、交通処理が図られております。

また、都市計画決定後、当路線周辺では当初見込んでいた市街地拡大は進まず、また今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当路線の計画を見直す必要がございます。さらに、須成地区におきましては、画面にて黒丸で囲んでおります蟹江川におきまして、ユネスコの無形文化遺産に登録された須成祭が開催されますが、その地点を通過す

る道路計画となっております。

以上を踏まえ、天王線の全線、黄色の線で点滅表示をしております約 1,430mの区間を廃止いたします。

また、画面右側にて赤丸で囲っております3・4・283号七宝蟹江線は、交差箇所数を1か所減とする関連変更を行うものでございます。

以上が全ての変更内容の説明でございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和3年11月12日から11月29日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、1名2団体計3通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者である県の見解につきまして御説明いたします。

ここからは、主にタブレットを御覧いただきながら御説明いたします。

お手元のタブレットの「第5号議案②」のファイルをお開きください。

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を表示しております。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめ、1、都市計画道路見直しの進め方に関する事、2、天王線の廃止に関する事、3、その他の、大きく3つに分類して整理いたしました。

画面を左へ1枚スワイプしていただきますようお願いいたします。

1つ目の都市計画道路見直しの進め方に関する意見は6件でございますが、この6件の意見は先ほどの第9号議案「東三河都市計画道路の変更について」に対して提出されました意見と同じものとなっておりますので、県の見解も同一となりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、画面をもう一枚左へスワイプしていただきまして、2つ目の分類の天王線の廃止に関する意見を御覧ください。

番号2「名古屋都市計画道路3・4・337号天王線の廃止の理由書では、駅から徒歩圏内にある廃止区間沿線の市街化調整区域について、市街化の見込みがないと決めつけており、根拠がなく問題である。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「令和2年度に定められた町の都市計画マスタープランにおいて、廃止区間沿線の市街化調整区域は、「集落内の居住環境維持・向上地域」及び「優良農地保全・集落内居住環境維持地域」と位置づけられており、市街化を抑制する土地利用方針が定められております。



なお、本マスタープランは、住民意識調査、パブリックコメントなど町民の意向を反映させる措置が講じられ、学識経験者や行政関係者等から構成されたマスタープラン策定委員会での協議を経て策定、公表されております。」という見解でございます。

最後に、その他の意見を御覧ください。

番号3「名古屋都市計画道路3・3・903号南駅前線の整備などの蟹江町の事業実施について、住民に対して事業の意義など十分な説明がなされておらず、納得できない。」という見解でございます。これに対する見解といたしましては、「蟹江町が実施する事業に関するご意見ですので、いただいたご意見は蟹江町へ申し伝えております。」という見解でございます。

以上が意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき蟹江町に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第5号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第5号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第6号議案「尾張都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【都市計画課担当課長 後藤俊治】**

それでは、第6号議案「尾張都市計画道路の変更について」御説明いたします。

タブレットの第5号議案を閉じていただきまして、第6号議案のファイルをお開きください。

議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目から11枚目に、図面は12枚目から19枚目でございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

この案件につきましても、一宮市、江南市及び稲沢市内における長期未着手の都市計画道路について必要性等を検証し、地元調整など準備が整った路線について、一部区間の廃止等の変更を行うものでございます。

初めに、モニターには、画面右下の愛知県全図のうち、赤色四角で着色した尾張都市計画区域に含まれる一宮市、江南市、稲沢市の総括図を映しております。

オレンジ色の丸印で示しておりますのが市役所でございます。画面中央に一宮市役所、画面右上寄りに江南市役所、画面中央下寄りに稲沢市役所を示しております。一宮市役所の下側、紫色の実線で東西方向に示しておりますのが名神高速道路、一宮市役所の左側、紫色の実線で南北に示しておりますのが東海北陸自動車道でございます。

今回一部区間の廃止等を行う路線は、赤色三重線の枠で名称表示している 9 路線でございます。また、緑色三重線の枠で名称表示している 6 路線につきましては、県の変更と同時に行われる市決定の一部区間の廃止等を行う路線でございます。その他の赤色一本線の枠で名称表示している 16 路線につきましては、県決定及び市決定の一部区間の廃止等に合わせて交差箇所数などの関連変更を行う県決定路線となっております。

本議案につきましても、変更路線数が多いことから、まず最初に一部区間の廃止等を行う県決定の 9 路線につきまして御説明いたします。その後、関連変更を行う県決定の 16 路線につきましては一括で御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、一部区間の廃止等を行う 9 路線について、順に御説明をいたします。

モニターには、図面番号 2 の一宮市北東部の一宮市と江南市の行政界付近の計画図を映しております。

画面中央右寄り、オレンジ色の丸印で示しておりますのが江南市役所、画面右側、白黒の点線で南北方向に示しておりますのが名鉄犬山線、画面中央右寄りには名鉄犬山線の停車駅である江南駅を示しております。その江南駅の北西側、画面左下から右上へ黄色と赤紫色の線で点滅表示しておりますのが 3・4・10 号一宮犬山線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和 21 年に沿線での市街地の進展や面的な市街地整備等を見込み都市計画決定され、現在は延長約 19,010m、標準幅員 16m の幹線街路と定められております。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております市街化調整区域内の約 910m のバイパス計画区間につきましては、未着手となっておりますが、ただいまモニター

に現地写真を表示しておりますように、このバイパス区間の南側には県道一宮犬山線が幅員約9m、一部区間でございますが片側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

また、都市計画決定後、当該区間沿線において当初見込んでいた市街地拡大は進まず、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直す必要があります。

以上を踏まえ、一宮犬山線のうち、黄色の線で点滅表示をしております約910mの区間を廃止いたします。

続いて、モニターには図面番号3の一宮市北東部の計画図を映しております。

画面左上から右下へ青色の実線で示しておりますのが国道22号、その東側において黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが3・5・11号一宮各務原線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和21年に道路沿線の市街地拡大等を見込み都市計画決定され、現在は延長約6,290m、標準幅員12mの幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております市街化調整区域内の約4,050mのほとんどはバイパス計画区間となっており、一部約240mの区間は整備済みとなっておりますが、残りの約3,810mにつきましては未着手となっております。このバイパス区間の東側には、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、県道一宮各務原線が幅員約9m、広路肩を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

また、都市計画決定後、当該区間沿線におきまして当初見込んでいた市街地拡大は進まず、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直す必要がございます。

以上を踏まえ、一宮各務原線のうち、黄色の線で点滅表示しております約4,050mの区間を廃止いたします。

続いて、モニターには図面番号4の一宮市南部の計画図を映しております。

画面中央、白黒の点線で南北方向に示しておりますのは名鉄名古屋本線、また、名鉄名古屋本線の停車駅である一宮駅、妙興寺駅を示しております。この妙興寺駅の西側、黄色及び茶色の線で点滅表示しておりますのが3・4・13号一宮蟹江線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和37年に道路沿線の市街地拡大等を見込み、一宮市と稲沢市を結ぶ路線として都市計画決定され、現在は延長約9,220m、標準幅

員 16mの幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております市街化調整区域内の約 1,560mの区間は未整備となっておりますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、当該区間の東側には県道一宮蟹江線が幅員約 9 m、片方歩道を有する形で、また、都市計画道路一宮春日井線が幅員約 24m、両側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

また、都市計画決定後、当該沿線におきまして当初見込んでいた市街地拡大は進まず、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直す必要がございます。

以上を踏まえ、一宮蟹江線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 1,560mの区間を廃止いたします。

続いて、モニターには図面番号 5 の一宮市北西部の計画図を映しております。

画面左側、水色の実線で示しておりますのは木曾川、画面左から中央下へ白黒の点線で示しておりますのは名鉄尾西線、画面左下には名鉄尾西線の停車駅である玉ノ井駅と奥町駅を示しております。その玉ノ井駅の東側を黄色及び赤紫色の線で環状に点滅表示しておりますのが 3・5・32 号光明寺二ツ屋線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和 21 年に道路沿線の市街地拡大や面的な市街地整備等を見込み、一宮市北部の外郭を形成する路線として都市計画決定され、現在は延長約 8,770m、標準幅員 12mの幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、奥町駅の西側で黄色の線で点滅表示しております約 770mの区間は、都市計画決定された幅員 16mに対して、未整備ではございますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、同位置には県道西萩原北方線が幅員約 12m、両側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

次に、玉ノ井駅の南側で黄色の線で点滅表示している約 200mの未着手区間につきましては、名鉄尾西線との交差部となり、名鉄尾西線と立体交差の構造で整備を行う場合、宅地の拡大が進んだ地域の影響が大きいことから、事業化の目処が立たない状況となっております。また、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、当該区間の東側及び南側には県道西萩原北方線が幅員約 12m、両側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

以上を踏まえ、光明寺二ツ屋線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 970mの区

間を廃止いたします。

続いて、モニターには図面番号 6 の一宮市北西部の計画図を映しております。

本計画図を用いまして、一部区間の廃止を行う 2 路線について、順に御説明させていただきます。

まず、3・4・33 号五城森上線の御説明をいたします。

画面中央上から画面左下へ水色の実線で示しておりますのは木曾川、画面中央左寄りグレーの二重線で示しておりますのは木曾川の橋梁、濃尾大橋、画面中央、濃尾大橋の東側で黄色及び茶色の線で点滅表示しておりますのが 3・4・33 号五城森上線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和 31 年に道路沿線の市街地の進展や市街地整備等を見込み、旧尾西市と旧木曾川町を結ぶ路線として都市計画決定され、現在は延長約 6,550m、標準幅員 16m の幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております約 1,020m の区間は、都市計画決定された幅員 16m に対して、未整備ではございますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、同位置には県道西萩原北方線が幅員約 12m、両側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

また、都市計画決定後、当該区間沿線におきまして市街地の拡大は進んだものの、今後さらなる市街地整備の実施は見込まれないことから、当区間の計画を見直す必要がございます。

以上を踏まえ、五城森上線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 1,020m の区間を廃止いたします。

続いて、3・4・49 号尾西津島線の御説明をいたします。

画面中央、濃尾大橋の南側で黄色及び茶色の線で点滅表示しておりますのが 3・4・49 号尾西津島線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和 31 年に濃尾大橋への円滑な交通処理を行うアクセス道路として都市計画決定され、現在は延長約 10,190m、標準幅員 16m の幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております約 1,000m の区間は、都市計画決定された幅員 16m に対して、未整備ではございますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、同位置には木曾川の堤防上の道路である県道一宮津島線が幅員約 8 m、一部区間片側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られており

ます。

昭和 31 年の都市計画決定後、一宮市と岐阜県のアクセスにつきましては、その後、昭和 58 年に完成した尾濃大橋や現在建設を進めております（仮称）新濃尾大橋が新たにできることから、大幅にネットワークが強化されています。そのため、濃尾大橋に集約されている自動車交通はさらに分散されるため、濃尾大橋へのアクセス道路として都市計画決定された当路線は当初ほどの交通需要が見込まれなくなっております。

以上を踏まえ、尾西津島線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 1,000m の区間を廃止いたします。

続いて、モニターには図面番号 7 の一宮市南西部の計画図を映しております。

画面左、南北方向に水色の線で示しておりますのが木曾川、画面右、青色の実線で南北方向に示しておりますのは国道 155 号、画面中央、黄色及び茶色の線で点滅表示しておりますのが 3・5・48 号尾西稲沢線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和 31 年に道路沿線の市街地拡大等を見込み、旧尾西市と稲沢市を結ぶ路線として都市計画決定され、現在は延長約 5,300m、標準幅員 12m の幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております約 1,150m の区間のうち、東側約 100m の区間は整備済みとなっておりますが、西側約 1,050m のバイパス区間につきましては未着手となっております。しかし、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、当該区間の北側には県道羽島稲沢線が幅員約 10m、両側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

また、都市計画決定後、当該区間沿線において当初見込んでいた市街地拡大は進まず、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直す必要があります。

以上を踏まえ、尾西稲沢線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 1,150m の区間を廃止いたします。

続いて、モニターには図面番号 8 の稲沢市北西部の計画図を映しております。

本計画図で、全線廃止及び一部区間の廃止を行う 2 路線について、一括で御説明させていただきます。

画面左、南北方向に水色の実線で示しておりますのは木曾川、画面中央左、グレーの二重線で示しておりますのは木曾川の橋梁、馬飼大橋、画面右、白黒の点線で南北方向に示

しておりますのは名鉄尾西線、画面左上、緑色で示しておりますのは木曾三川公園サリオパーク、このサリオパークの東側、黄色の線で南北方向に点滅表示しておりますのが3・5・81号下沼四貫線、また、下沼四貫線と交差し、黄色及び茶色の実線で東西方向に点滅表示しておりますのが3・4・87号祖父江稲沢線でございます。

これら2路線の決定経緯でございますが、旧祖父江町におけるさらなる市街地拡大等を見込み、祖父江地区の将来交通を円滑に処理するため、周辺の都市計画道路であります馬飼稲沢線及び祖父江山崎線などと合わせて祖父江地区の拡大市街地の外郭を形成する幹線街路網として都市計画決定され、現在に至っております。

現在の状況でございますが、南北方向に黄色の線で点滅表示しております下沼四貫線の全線約1,920mの区間は、未整備ではございますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、西側には市道木曾川堤防線が幅員約11m、片側歩道を有する形で、また、県道桑原祖父江線が幅員約10m、片側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

続いて、東西方向に黄色の線で点滅表示しております祖父江稲沢線の約730mの区間は、都市計画決定された幅員16mに対して、未整備ではございますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、同位置には県道桑原祖父江線が幅員約14m、片側歩道を有する形で供用されており、交通処理が図られております。

都市計画決定後、当該区間沿線において当初見込んでいた市街地拡大は進まず、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提としたこれら2路線の計画を見直す必要があります。また、下沼四貫線の北側区間でございますが、計画路線上には祖父江霊園があり、事業実施においても課題がございます。

以上を踏まえ、下沼四貫線の黄色の線で点滅表示しております約1,920mの全区間及び祖父江稲沢線のうち、黄色の線で点滅表示しております約730mの一部区間を廃止いたします。

以上が一部区間の廃止等を行う県決定の全9路線の説明となります。

モニターには図面番号1の総括図を改めて映しております。

冒頭でも御説明させていただきましたとおり、総括図では一部区間の廃止等を行う県決定9路線を赤色三重線の枠で名称表示しております。また、今回の3市では市決定の6路線の一部区間の廃止等も同時に進められており、それらの廃止路線は緑色三重線の枠で名称表示しております。これら計15路線の一部区間の廃止等に合わせ、交差路線の交差箇所

数等の関連変更を行います。これらの変更は、赤色一本線の枠で名称表示しております 16 路線でございます。

以上が全ての変更内容の説明でございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 3 年 11 月 12 日から 11 月 29 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、尾張都市計画道路の変更に対して 2 団体 2 通の意見書の提出がございました。

お手元のタブレットの「第 6 号議案②」のファイルをお開きいただきまして、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を表示しております。

提出された意見は、第 9 号議案「東三河都市計画道路の変更について」に対して提出された意見 6 件と同じものとなっております、県の見解も同一となりますので、説明は省略させていただきます。

また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき、一宮市、江南市及び稲沢市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 6 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 6 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 7 号議案「知多都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【都市計画課担当課長 後藤俊治】**

それでは、第 7 号議案「知多都市計画道路の変更について」御説明いたします。

タブレットの第 6 号議案を閉じていただきまして、第 7 号議案のファイルをお開きください。



議案書は1枚目から4枚目に、議案概要説明書は5枚目に、図面は6枚目と7枚目にご  
ざいます。

それでは、説明に移らせていただきます。

この案件につきましても、東海市内における長期未着手の都市計画道路について、必要  
性等を検証し、地元調整など準備が整った路線について、一部区間の廃止等の変更を行う  
ものでございます。

初めに、モニターには、画面左下の愛知県全図のうち、赤色四角で着色した東海市の総  
括図を映しております。

画面中央、オレンジ色の丸印で示しておりますのが東海市役所、その上側、紫色の実線  
で東西方向に示しておりますのが1・2・1号伊勢湾岸道路、画面左、青色の実線で南北方  
向に示しておりますのは国道247号、画面中央、白黒の点線で南北方向に示しております  
のは名鉄常滑線、画面中央上寄りには名鉄常滑線の停車駅である名和駅を示しております。

今回一部区間の廃止を行う路線は、緑色三重線の枠で名称表示している東海市決定の  
3・4・303号名和浅山線でございます。名和浅山線と交差し赤色一本線の枠で名称表示し  
ている3・2・24号高針東海線は、名和浅山線の廃止に合わせて交差箇所数の関連変更を行  
う県決定路線となっております。

モニターには図面番号2の名和駅周辺の計画図を映しております。

画面中央、白黒の点線で南北方向に示しておりますのは名鉄常滑線、画面中央上寄り  
には名鉄常滑線の停車駅である名和駅を示しております。名和駅の左側を黄色の線で点滅表  
示しておりますのが、今回東海市決定で約630mの区間の一部区間を廃止いたします3・4・  
303号名和浅山線でございます。この市決定の一部区間の廃止に合わせて、その北側、青  
色の実線で東西方向に示しております3・2・24号高針東海線について、交差箇所数を1か  
所減ずる関連変更を行うものでございます。

以上が変更内容の説明でございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和3年11月12日か  
ら11月29日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、2団体2通の意見書の提出がござ  
いました。

お手元のタブレットの「第7号議案②」のファイルをお開きいただき、意見書の要旨及  
び都市計画決定権者の見解を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を映しており  
ます。

提出された意見でございますが、第9号議案「東三河都市計画道路の変更について」に対して提出された意見6件と同じものとなっております、県の見解も同一となりますので、説明は省略させていただきます。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき東海市に意見照会しましたところ、異なる旨の回答を得ております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第7号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

続きまして、第8号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【都市計画課担当課長 後藤俊治】**

それでは、第8号議案「西三河都市計画道路の変更について」御説明いたします。

タブレットの第7号議案を閉じていただきまして、第8号議案のファイルをお開きください。

議案書は1枚目から4枚目に、議案概要説明書は5枚目と6枚目に、図面は7枚目から9枚目でございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

この案件につきましても、岡崎市、西尾市及び幸田町内における長期未着手の都市計画道路につきまして、必要性等を検証し、地元調整など準備が整った路線について一部区間の廃止等の変更を行うものでございます。

初めに、モニターには、画面右上の愛知県全図のうち、赤色四角で着色した岡崎市、西

尾市及び幸田町の総括図を映しております。

オレンジ色の丸印で示しておりますのが市役所及び町役場でございます。画面中央右上寄りに岡崎市役所、同じく中央左下寄りに西尾市役所、同じく中央下寄りに幸田町役場を示しております。岡崎市役所の上、画面左上から右下へ紫色の実線で示しておりますのは東名高速道路、画面左上から右下へ青色の実線で示しておりますのは国道 23 号でございます。

今回一部区間の廃止を行う路線は、赤色三重線の枠で名称表示している 2 路線でございます。また、緑色三重線の枠で名称表示している 2 路線につきましては、県の変更と同時に行われる市決定の一部区間の廃止を行う路線でございます。その他の赤色一本線の枠で名称表示している 5 路線は、県決定及び市決定の一部区間の廃止に合わせて交差箇所数などの関連変更を行う県決定路線となっております。

本議案につきましても、まず最初に一部区間の廃止を行う県決定の 2 路線につきまして御説明いたします。その後、関連変更を行う県決定の 5 路線につきましては一括で御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一部区間の廃止を行う 2 路線につきまして、順に御説明いたします。

モニターには図面番号 2 の幸田町南部の計画図を映しております。

画面左上から右下へ白黒の点線で表示しておりますのは JR 東海道本線、画面中央には JR 東海道本線の停車駅である三ヶ根駅を示しております。その三ヶ根駅の南側、黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが 3・5・60 号深溝西浦線でございます。深溝西浦線は蒲郡市側にも連続しておりまして、蒲郡市内は東三河都市計画道路として決定しております。今回、幸田町内と蒲郡市内は同時に一部区間の廃止を行う予定としており、蒲郡市内につきましては先ほどの第 9 号議案となります。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和 41 年に蒲郡臨海工業地帯の背後地として関連産業の進出及び住宅等の建設が進み市街地拡大が想定される中、円滑な交通処理に対応する路線として都市計画決定されました。現在は、延長約 940m、標準幅員 12m の幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております市街化調整区域内約 540 m の区間のうち、蒲郡市との行政界から北側の約 150m の区間につきましては、都市計画決定された幅員 12m に対して、未整備ではございますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、同位置には一般県道深溝西浦線が幅員約 9 m、広路肩を有する

形で整備されており、交通処理が図られています。

また、都市計画決定後、当路線沿線では、当初見込んでいました市街地拡大は進まず、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直す必要があります。

以上を踏まえ、深溝西浦線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 540mの区間を廃止いたします。

モニターには図面番号 3 の西尾市南部鳥羽地区の計画図を映しております。

画面中央部、白黒の点線で東西に示しておりますのは名鉄蒲郡線、また、名鉄蒲郡線の停車駅である吉良吉田駅、三河鳥羽駅を示しております。三河鳥羽駅の南側、黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが 3・5・85 号富好新田宮崎鳥羽線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は昭和 47 年に吉良温泉周辺のさらなる観光開発等を見込み、吉良温泉等の観光施設と周辺地区を結ぶ路線として都市計画決定され、現在は延長約 4,640m、標準幅員 12m の幹線街路と定められています。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております約 1,940m の区間のうち、市街化区域内の約 180m の区間は整備済みとなっておりますが、市街化調整区域内の約 1,760m の区間は未整備となっております。しかしながら、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、当該区間の同位置には一般県道富好新田宮崎鳥羽線が幅員約 10m、広路肩を有する形で供用されており、交通処理が図られています。また、現地は地形上高低差が大きく、歩行者の通行量も少ないことから、さらなる整備の見通しは立っておりません。

以上を踏まえ、富好新田宮崎鳥羽線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 1,940m の区間を廃止いたします。

以上が一部区間の廃止を行う県決定の全 2 路線となります。

モニターには図面番号 1 の総括図を改めて映しております。

冒頭でも御説明いたしましたとおり、総括図では、一部区間の廃止を行う県決定 2 路線を赤色三重線の枠で名称表示しております。また、今回の 3 市町では、市決定の 2 路線の一部区間の廃止も同時に進められており、それらの廃止路線は緑色三重線の枠で名称表示しております。これら計 4 路線の一部区間の廃止等に合わせて、交差路線の交差箇所数等の関連変更を行います。これらの変更は、赤色一本線の枠で名称表示しております 5 路線で行います。

以上が全ての変更内容の説明でございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 3 年 11 月 12 日から 11 月 29 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、西三河都市計画道路の変更に対して 2 団体 2 通の意見書の提出がございました。

お手元のタブレットの「第 8 号議案②」のファイルをお開きいただき、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料を映しております。

提出された意見は、第 9 号議案「東三河都市計画道路の変更について」に対して提出された意見 6 件と同じものとなっております、県の見解も同一となりますので、説明は省略させていただきます。

また、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき、岡崎市、西尾市及び幸田町に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決します。

第 8 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 8 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 10 号議案「半田市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

**【知多建設事務所建築課課長補佐 千賀敬造】**

知多建設事務所建築課課長補佐の千賀でございます。よろしく願いいたします。

第 10 号議案「半田市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、タブレットで第 10 号議案をお開きください。

議案書は 1 ページから 3 ページ、議案概要説明書は 4 ページから 5 ページ、図面は図面

番号1から3を御覧ください。

それでは、4ページ、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、株式会社サン・ビック代表取締役柳由美。

名称は、株式会社サン・ビック半田事業所。

敷地の位置は、半田市日東町1番7及び2番8。

敷地面積は、3万3,057.38㎡。

建築物は、新設5棟、既設7棟で、延べ面積の合計は1万4,400.23㎡でございます。

申請者は、平成15年に汚泥の脱水施設の1日当たりの処理能力654㎡、廃油の油水分離施設の1日当たりの処理能力300㎡、廃酸・廃アルカリの中和施設の1日当たりの処理能力1,211㎡に関わり、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を受け、当該申請地において中間処理を行っています。このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、新規に産業廃棄物を処理する施設の設計を計画したところ、工業専用地域における焼却施設の処理能力及び破碎施設の処理能力が基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可が必要になったものでございます。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面右側中央の赤で示した、建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は半田市の東部に位置し、半田市役所より東へ約2.2kmの工業専用地域に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央やや右の赤枠斜線で示した部分です。周囲の状況は、北側は稗田川、東側は衣浦港、南側は工場及び市道日東2号線、西側は工場があります。建設地周辺の建築物は、全て工場施設となっております。

次に、図面番号3の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黄色の塗りつぶしが新設建築物、灰色の塗りつぶしが既設建築物でございます。

建築物は、新設の焼却炉棟、タービン棟、ばいじん保管施設、危険物屋内貯蔵所及び非危険物屋内貯蔵所、既設の事務所棟、原料置場1、消臭機ファン消音室、給油所、原料置

場2、水処理建屋及びビット上屋棟でございます。

廃棄物処理装置は、焼却炉及び破碎機を新設します。破碎機は焼却炉棟の中に設置します。焼却処理する前の廃棄物は、この焼却炉棟内にあるごみピットに保管する計画です。

敷地への車両出入り口は、黒い三角印で記してございます。

敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めております。さらに、従業員用及び来客用駐車場を敷地内に確保し、かつ、搬入搬出車両の待機場を適切に確保するなど、周辺への影響を少なくするよう計画しております。

以上で計画図の説明を終わらせていただきます。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、大気質、騒音、振動、悪臭及び水質の項目は環境保全目標をクリアしております。

また、関係市である半田市長から支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

**【委員（愛知県議会議員 市川英男）】**

計画図の中で、例えば川とか、あと衣浦港に放流という文字があるんだけど、この工場から何か放流されるものっていうのは、具体的には何があるんですか。

**【知多建設事務所建築課課長補佐 千賀敬造】**

申請区域の中の既設の建物の排水のことでございますか。

**【委員（愛知県議会議員 市川英男）】**

はい。

**【知多建設事務所建築課課長補佐 千賀敬造】**

現在も中間処理施設をやっている施設になるんですけど、脱水の汚泥ですとか、廃酸・廃アルカリの中和施設ですとか、そういったことを中間処理施設としてやっているところがあります。ここの部分の排水処理をしていく中での、排水処理施設で処理した後の排水を稗田川のほうに流しているという形になります。

**【委員（愛知県議会議員 市川英男）】**

新しい建屋ができるときの放流されるものっていう、予測されるものはわかっているんですか。

【知多建設事務所建築課課長補佐 千賀敬造】

ブロー水というものが焼却炉棟で出るんですけど、ブロー水については廃棄物に接触した排水ではありません。このブロー水につきましては、再利用を図るべき、先ほどの中和施設のほうの塩分濃度調整水として、希釈水として再利用します。その再利用した後は、排水処理施設に通して適正に処理した後、稗田川に放流する計画でございますので、今回の廃棄物処理施設に対しての排水については、特に廃棄物に接触した排水はありません。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

ほかにも御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第10号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第10号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

本日の審議は以上でございますが、事務局から委員の皆様へ1点御報告したいとの申し出がありました。報告事項は、名岐道路（一宮～一宮木曾川）の現状についてでございます。委員の皆様には、いましばらく御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

【都市計画課担当課長 後藤俊治】

名岐道路（一宮～一宮木曾川）間の現状につきまして、御報告をさせていただきます。

申し訳ございませんが、本資料はタブレットには入っておりませんので、お手元の参考資料を御覧いただきたいと存じます。ホチキスどめの資料でございます。あわせて、色の違うリーフレットを2冊御用意しております。

名岐道路につきましては、一宮市内におきまして、名古屋高速道路と東海北陸自動車道とを結ぶ自動車専用道路として計画している路線でございます。大規模な道路となりますので、令和2年度より、都市計画手続と合わせて、環境影響評価手続を開始したところでございます。本日は、これまでの経緯や計画の概要、手続の流れなどについて御報告をさせていただきます。

それでは、参考資料1ページを御覧ください。



名岐道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会につきましては、令和2年7月の審議会での設置について御承認をいただきまして、秀島部長、梶田委員はじめ7名の委員の皆様により調査・審議を行っていただいているところでございます。専門部会の委員の皆様には、大変お忙しい中、調査・御審議をいただきまして誠にありがとうございます。この場をお借りして感謝を申し上げます。

続きまして、名岐道路の概要について簡単に御説明させていただきます。

お手元の黄緑色のリーフレットを御用意していただきたいと思っております。都市計画の案を作成するための基本方針案のリーフレットでございます。リーフレットを1回おめくりいただきまして、見開き2ページになるように広げていただけますでしょうか。

左側のページを御覧ください。

名岐道路は、一宮市内の国道22号の上に全線高架形式での整備を計画しております。計画区間は、名古屋高速道路一宮東出口から東海北陸自動車道一宮木曾川インターチェンジまでの延長約7.5kmで、4車線の計画としております。

もう1つの水色のリーフレットは、環境影響評価方法書のあらましとなっております。本日は時間の都合上、説明は省略させていただきます。

それでは、参考資料にお戻りいただき、2ページを御覧ください。

この表は、これまでの専門部会における調査・審議等の経緯を示しております。令和2年11月に第1回、令和3年1月に第2回の専門部会を開催し、都市計画の案を作成するための基本方針（案）と環境影響評価方法書（案）について御審議をいただきました。令和3年2月からは縦覧の実施、一宮市内での説明会の開催、意見書の受付などを行いました。また、7月には方法書に対する知事意見を受理いたしました。その後、9月に第3回の専門部会を開催し、意見書やそれに対する都市計画決定権者の見解案などについて御審議をいただきまして、都市計画の基本方針及び環境影響評価の方法を決定させていただいたところであります。

続きまして、3ページを御覧ください。

都市計画決定及び環境影響評価の手続の流れでございます。現在は、昨年9月に決定した都市計画の基本方針及び環境影響評価の方法に基づき、太枠で囲った上段、都市計画案の作成と、下段、環境影響評価の準備書作成を併せて進めているところでございます。今後の手続といたしましては、次の都市計画の案及び準備書の縦覧に向けて、来年度より都市計画に関する説明会及び公聴会を開催していく予定となっております。

また、環境影響評価の手續といたしましては、大気質や騒音などの調査、予測、評価を進め、その結果を準備書として取りまとめてまいります。来年度は専門部会を2回もしくは3回開催する予定です。次の第4回専門部会につきましては、5月中旬頃の開催を予定しております。

以上、簡単ではございますが、名岐道路の手續の状況について御説明させていただきました。

今後も、手續の進捗状況に合わせて、適宜御報告をさせていただきます。

本日の報告事項は以上でございます。

**【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】**

ただいまの報告につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

特に御質問ないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

**【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】**

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

（閉会 午後3時52分）